

個人情報保護のための 民間の自主的取組の促進について

令和3年9月14日



個人情報保護委員会

Personal Information Protection Commission

本日の内容

1 個人情報保護評価（PIA：Privacy Impact Assessment）

- ・ PIAの意義
- ・ PIAの実施手順における留意点

2 個人データの取扱いに関する責任者の設置

- ・ 国内事業者に対するアンケート調査について

（参考）改正個人情報保護法について

はじめに：民間の自主的取組の促進についての委員会の考え方

- 個人情報保護法の規定する義務は、あらゆる分野を対象とする法の性格上、必要最小限度の規律であることから、事業者においては、個人情報保護法の遵守の範囲にとどまらず、自身が取り扱う個人情報等の性質、利用方法、取扱いの実態等に即した個人の権利利益の保護について自主的な取組が期待されている。
- 特にデジタル技術を活用した新たな利用分野では、ビジネスモデルの変革や技術革新も著しいことから、法の規定を補完する形で、民間主導で自主ルールが策定・運用されることが望ましい。

1 個人情報保護評価(PIA)

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」(令和元年12月13日)

＜PIA関連部分抜粋＞

- PIAについては、特に、大量の個人データを扱う事業者にとっては、このプロセスを通じた事前評価を行うことで、個人データの管理や従業員への教育効果等も含め、事業者自身にとって、効率的かつ効果的に必要十分な取組を進めるために有用な手段である。
- PIAについては、自社の基準に基づいて自主的に実施する事業者が増加してきているとともに、民間において、国際規格（ISO/IEC 29134:2017）のJIS化が進められている中、＜略＞、このような民間の動向を踏まえつつ、民間の自主的な取組を促すことが望ましいと考えられる。
- 民間の自主的な取組を促進するために、委員会としても、＜略＞ 今後、その方策を検討していくこととする。

「PIAの取組の促進について」の公表

本年7月1日、個人情報保護委員会より、PIAを促進する上で、事業者、消費者、認定個人情報保護団体をはじめとする関係団体等の関係者に、PIAの意義や手順を知っていただくため、「PIAの取組の促進について －PIAの意義と実施手順に沿った留意点－」を公表。

I PIAの意義

1. PIAの考え方
2. 国内外の動向

II PIAの実施手順に沿った留意点

1. PIAの実施要否の検討
2. PIAの準備
3. リスクの特定
4. リスクの評価
5. リスクへの対応
6. PIA報告書の取りまとめ等

<概要>

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pia_overview.pdf

<本文>

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/pia_promotion.pdf

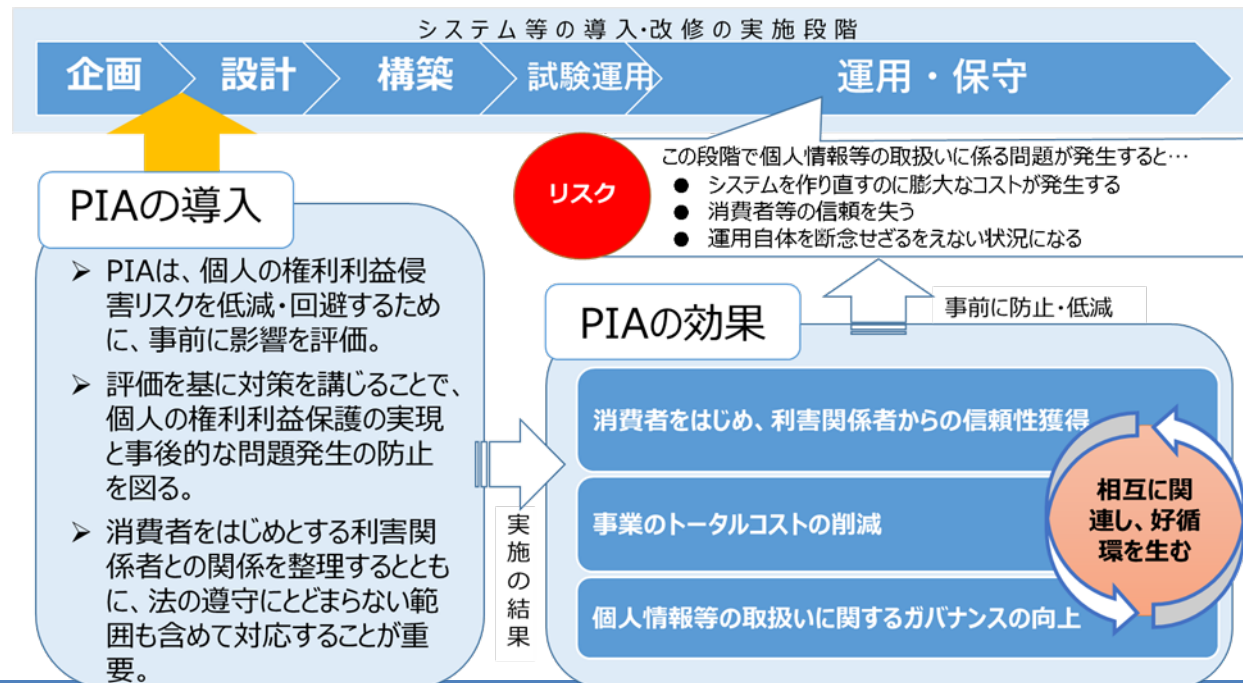
I. PIAの意義①

- PIA（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）は、個人情報等の収集を伴う事業の開始や変更の際に、個人の権利利益の侵害リスクを低減・回避するために、事前に影響を評価するリスク管理手法（←事業の企画・設計段階から個人情報等の保護の観点を考慮するプロセスを事業のライフサイクルに組み込む）。
- PIAの対象範囲は、事業の規模や性質等によっても異なるが、最終的に消費者本人の個人情報等の保護を含む権利利益の保護にどれだけ資するかが重要。したがって、個人情報等の取扱いにより影響を受ける消費者等の個人との関係を整理し、場面ごとにリスクを適切に評価することが不可欠。また、委託先等の事業に関わる利害関係者を含めて実施することが望ましい。
- 消費者の不安や懸念を払拭するために、個人情報保護法の遵守にとどまらない範囲も含めて対応することが重要。
- PIAの実施範囲や取り組む視点は、事業分野毎に共通している部分もあると考えられ、認定個人情報保護団体をはじめとした業界団体等が、その事業分野におけるPIAを実施するための基準や対象範囲、評価項目等を整理して、必要に応じてその構成員に共有していくことは有効。また、事業者が実施したPIAの妥当性を第三者の立場から評価することは、PIAの信頼性を高める上で有効。

I . PIAの意義②

● PIAを実施する主な効果（これらは相互に関連）

- ① **消費者をはじめとする利害関係者からの信頼性の獲得** → 法令遵守やリスクを低減するために適切な対応を実施した旨の証明となり、社会的な信用を得ることに資する。また、結果の公表等により、説明責任を果たし透明性を高め、消費者・事業者間の情報の非対称性の解消にも資する。
- ② **事業のトータルコストの削減** → 多額のシステム投資や事業の中止を決定する前に、必要な対応が可能。結果として、事業のトータルでのコスト負担抑制。
- ③ **従業員の教育を含む事業者のガバナンスの向上** → 従業員が自覚を持つとともに、経営層も個人情報等の取扱状況等を把握することで、ガバナンス向上。

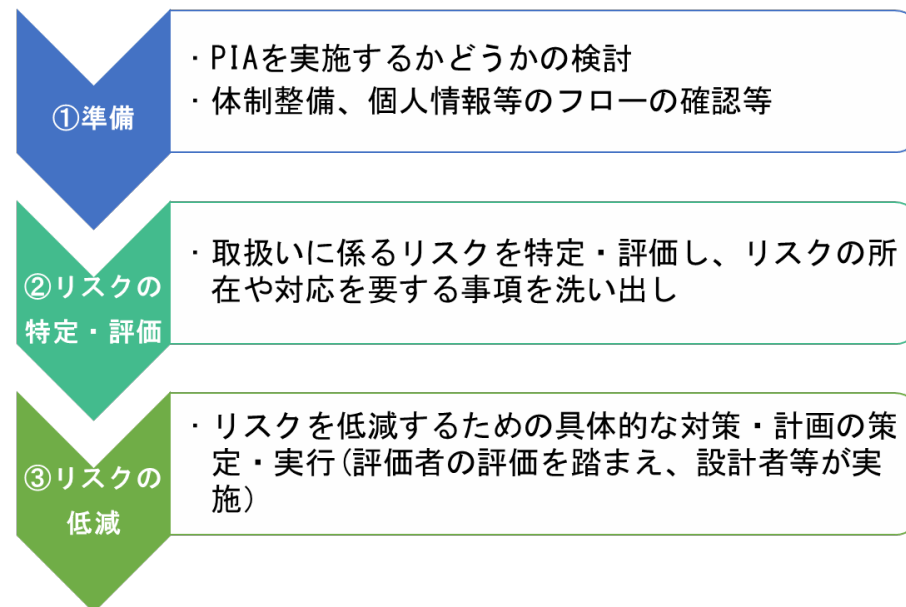


PIAの実施手順に沿った留意点

- プロセスの一例は以下のとおり。ただし、実施手法は事業の規模、性質や個人情報等の内容等によって様々であり、事業者自身において、最適な手法を考慮していくことが重要。

- ① 準備 → PIAを実施するかどうかの検討後、体制整備や個人情報等のフローの確認等の多角的かつ幅広い情報収集・整理を行う。
- ② リスクの特定・評価 → ①の準備をもとに、評価者が個人情報等の取扱いに係るリスクを具体的に特定・評価し、重大なリスクや対応を要する事項を洗い出す。
- ③ リスクの低減 → ②で評価者が特定・評価したリスクを低減するための具体的な対策・計画を設計者等が策定し、実効する。

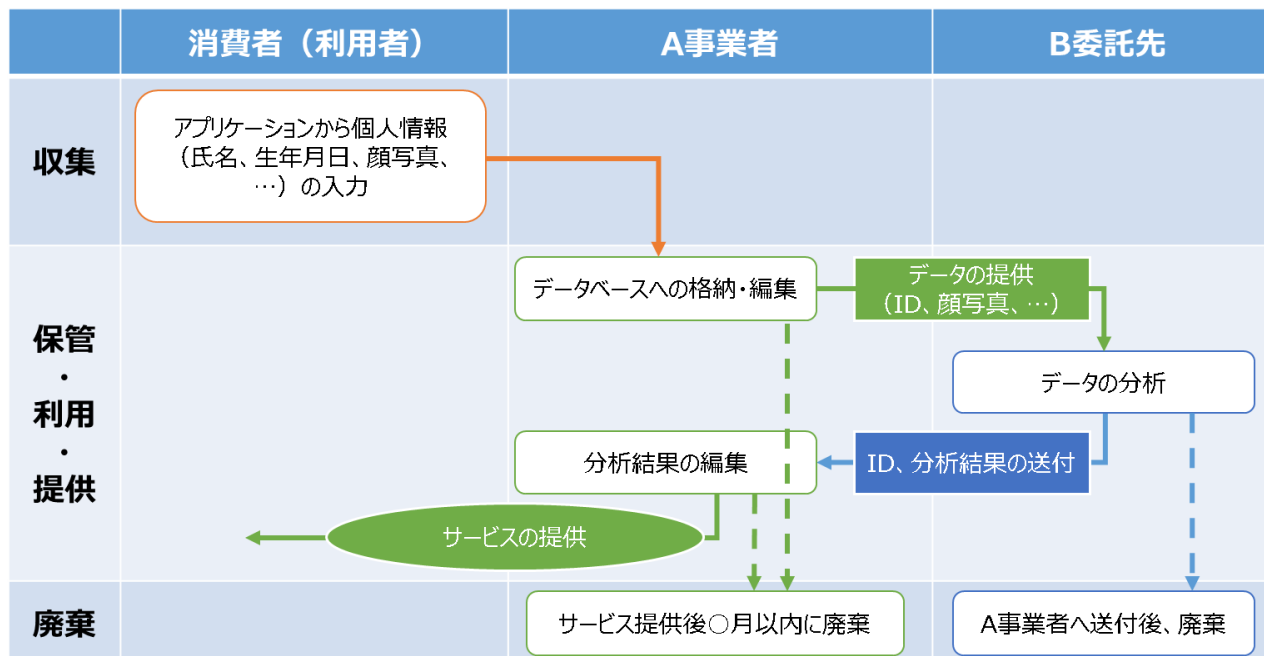
【一般的なPIAのプロセス】



II. PIAの実施手順に沿った留意点（1.要否の検討、2.準備）

- 個人情報等を取り扱う業務の実施もしくは見直し等に際して、幅広く、PIAを実施する必要があるのか否かを検討。
- PIAを実施することを決定した場合は、**実施責任者の任命、投入人員数などリソース計画、スケジュールの策定など、実施のための体制整備が必要**。準備にあたり、**経営層がPIAの必要性を理解・認識した上で、必要なリソースを割り当てることについてコミットすることが重要**。
- 前提として、収集・保管・移転・利用・廃棄等の**プロセスごとに、個人情報等のフローを整理**しておく必要。また、**消費者や委託先等の利害関係者を関係主体として組み込むことが重要**。

【個人情報のフローの整理】



Ⅱ. PIAの実施手順に沿った留意点（3.リスクの特定）

- 整理したフローの段階ごとに、事業者側のオペレーションなどに伴い想定されるリスク要因、消費者・利用者側の利用方法などに伴うリスク要因なども踏まえて、リスクを洗い出し、整理することが求められる。
- リスク整理表を作成することが有効であり、個人情報保護法等の法令により求められること、公的機関の指針や業界ルールにより求められること、それ以外に事業の性質上求めることが望ましいこと等の区別を明確にしていくことが望ましい。

【リスク特定の着眼点（案）】

- 利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか。
- 本人が、自らの個人情報等がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できるか。
- 個人情報等が過剰に収集される可能性がないか。
- 本人からの各種請求への対応は滞りなく行われるか。
- 権限のない者が個人情報等に不正にアクセスする可能性がないか。
- 個人情報等の紛失、盗難又は不正に持ち出される可能性がないか。
- 不適正な個人情報等の編集、紐づけ、分析等の利用が行われる可能性がないか。
- 不必要に保有し続ける情報がないか。

【リスク整理表のイメージ】

	個人情報保護法	〇〇事業ガイドブック	その他
収集	・利用目的が通知・公表されているか ・不正な取得がなされていないか ...	・利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか。 ...	・事業に不要な情報まで収集していないか ...
保管	・内容の正確性が確保されているか ・必要かつ適切な安全管理措置が講じられているか ...	・示されているセキュリティ対策がなされているか。 ...	・各種請求対応は円滑に行われるか。 ・消費者による機器の紛失等の際の処理が適切になされるか。 ...
利用	・目的外の利用がないか ・不適正な利用がなされていないか ...	・推奨されている手順に沿って利用がなされているか ...	・処理のログが取られているか ・不適切な編集・分析が行われる可能性はないか ...
提供	・第三者提供時にあたり同意を取得することとされているか ...	・移転先が本人に明示されているか ...	・移転する情報は必要かつ最小限なものとなっているか ...
廃棄	・必要ない情報は廃棄されているか ...	・保存期間が設定されているか ...	・廃棄時に複数人で確認されるか ...

Ⅱ. PIAの実施手順に沿った留意点（４. リスク評価①）

- 特定したリスクについて、「影響度」及び「発生可能性」の観点で評価を実施。
- リスク評価の基準は、数段階（無視できる、限定的、重大、甚大等）の基準を設定することが考えられる。

【評価基準の例】

(影響度)		
レベル		基準
4	甚大	・利用者に回復不可能な多大な不利益が生じ、これに伴い、企業の信用失墜や経済的損失が生じる（心理的・身体的疾患、口座番号、暗証番号の流出等）
3	重大	・利用者に一定の不利益が生じるものの、回復可能であり、企業の信用等への影響はそれほど大きくない（迷惑メールの受信、アカウントの乗っ取り等）
2	限定的	・一部の利用者に不安感を与え、企業の信頼等に影響が及ぶ可能性があるが、その範囲は限定的（サービスへのアクセス拒否、利用方法に関する説明不足等）
1	無視可	・利用者への不利益の程度は極めて小さく、企業への影響は無視できるレベル（同意取得時にアプリケーション上にチェックを入れる煩わしさ等）

(発生可能性)		
頻度		基準
4	非常に高い	・安全管理等に不備があるため、リスク発生が容易に想定される（セキュリティ対策の不備で情報漏えい等が発生する等）
3	ある程度高い	・安全管理の一部に不備があるため、リスク発生の可能性がある（ノートPCや携帯電話などのモバイルの紛失等）
2	一定の可能性	・安全管理措置により、リスク発生の可能性は低い（注意喚起のメッセージが表示される中でのメール誤送信等）
1	非常に低い	・リスク発生の可能性は極めて低い（入館証読取機でセキュリティ対応の採られた室内の書類の紛失等）

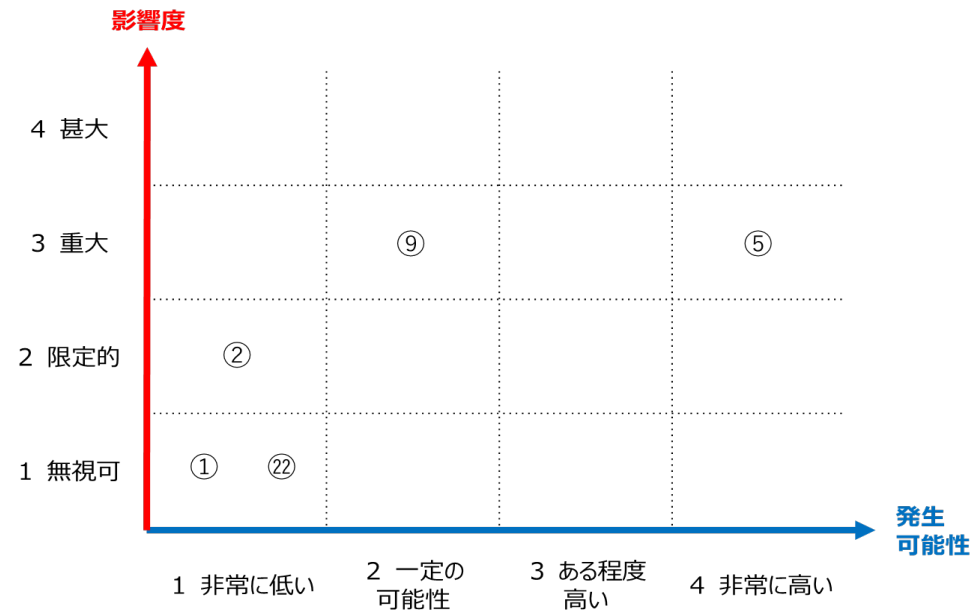
Ⅱ．PIAの実施手順に沿った留意点（４．リスク評価②）

- 設定した基準に従い、特定した各リスクについて、想定されている個人情報の取扱内容等に照らし、影響度及び発生可能性を評価。
- 評価後、各リスクの分布を総覧的に把握し、対策を講じる優先度等の検討を行いやすくするため、影響度と発生可能性の二軸のリスクマップを作成することが考えられる。

【評価表のイメージ】

	特定したリスク	取扱状況、措置等	影響度	発生可能性
収集	①利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか	図も含めてアプリケーション上に内容を表示し、チェックを入れる設計となっている	1	1
	②事業に不要な情報まで収集されていないか	一部、利用目的と関連のない情報を取得する設計となっている	2	1
	...	...	...	...
保管	⑤〇〇事業ガイドブックに示されているセキュリティ対策がなされているか	一部、実施できていないセキュリティ対策がある	3	4
	...	...	...	...
利用	⑨処理のログが取られているか	ログは取るようにしているが、容易に編集・削除できるようになっている	3	2
	...	...	...	...
...	...	...	...	...
廃棄	⑫必要な情報は廃棄されているか	サービス提供後、〇月以内に廃棄されることとしている	1	1
	...	...	...	...

【リスクマップのイメージ】



Ⅱ. PIAの実施手順に沿った留意点（5. リスクへの対応①）

- 評価者が評価したリスクについて、例えば、以下のように設計者等が対応方針を決定。
 - 影響度が高く、発生可能性も高い場合は、事業の前提条件の変更などリスクを回避。
 - 影響度は低いものの、発生可能性が高い場合、もしくは影響度は高いものの、発生可能性が低い場合は、適切な対策を実施することでリスクを低減。
 - 影響度が低く、発生可能性も低い場合は、追加的な対策や特段の見直しは行わず、そのままリスクを保有。

【対応方針の例】



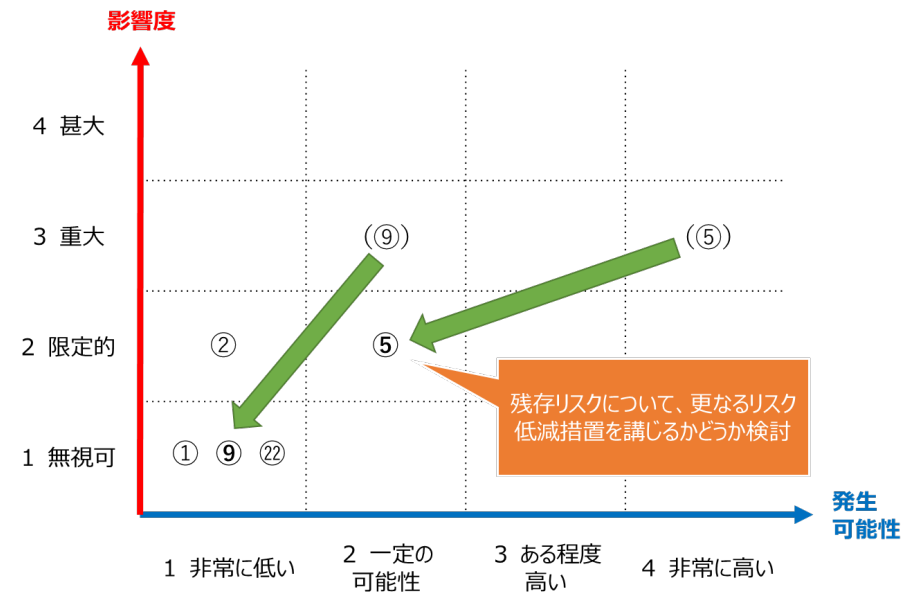
Ⅱ. PIAの実施手順に沿った留意点（5. リスクへの対応②）

- 対応方針を踏まえ、設計者等は具体的な対応策を検討。
- 対応策を踏まえて、影響度、発生可能性を再評価した上でマップを修正し、残存リスクについて、さらに低減等する必要があると判断した場合は、更なる対応策を検討することも考えられる。

【対応策の例】

特定したリスク	想定していた 取扱状況、措置等	対応策
...	...	...
⑤〇〇事業ガイドブックに示されているセキュリティ対策がなされているか。	一部、実施できていないセキュリティ対策がある	・推奨されているセキュリティ対策を実施 ・...
...	...	...
⑨処理のログが取られているか	ログは取るようにしているが、容易に編集・削除できるようになっている	・ログにアクセスできる者を限定し、また監査部門がシステム監査を行う ・...
...	...	...

【修正後のリスクマップのイメージ】



Ⅱ．PIAの実施手順に沿った留意点（6．PIA報告書の取りまとめ等）

- PIAの実施結果等について、報告書としてとりまとめ、事業者の経営層への報告を行うことにとどまらず、对外公表することは、消費者をはじめとするステークホルダーへの説明責任と透明性の観点から有効。
- もっとも、对外公表に際して、実施結果等の詳細まで提供する必要性は乏しく、むしろ、報告書のサマリーを作成し、簡潔でより分かりやすい形で公表することが有効。
- 報告書には、個人情報等の取扱いのフロー、当該フローのうちPIAの実施範囲、実施方法、特定したリスク、当該リスクの評価結果、対応策等について記載することが考えられる。
- 事案に応じて、報告書の内容について、第三者機関のチェックを経て、信頼性を高めることも有効。その際、特に消費者団体などの消費者を代表する立場にある者からの確認を得ることが重要。

2 個人データの取扱いに 関する責任者の設置

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年12月13日）

＜個人データの取扱いに関する責任者の設置関連部分抜粋＞

- 個人データの取扱いに関する責任者の設置については、体制整備の一環として、個人情報の取扱いに関して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導・監督等を行うことは有効である。
- 責任者の設置について一部義務化することも考えられるが、個人情報の取扱いに関して横断的に対応するための部署の自主的な設置が一定程度進展していること等を考慮すると、その要件や業務等を規定して一律に義務付けることは、こうした自主的な取組を阻害するおそれがある。したがって、P I Aと同様に、自主的な取組を促進することが望ましいと考えられる。

国内事業者に対するアンケート調査について

【大企業対象調査】個人データの取扱いに関する責任者等についての実態調査

調査実施期間	令和3年3月3日～3月24日
調査方法	オンラインアンケート調査
調査対象企業	国内に所在する大企業（中小企業基本法の定義に基づく）の中から、日本産業分類に定める全18業種より偏りなく適切な割合で無作為に抽出した10,000事業者
調査事項	企業概要、個人情報保有・利用実態、個人情報の安全管理に関する取組、個人情報の取扱いに関する相談先等、個人データの取扱いに関する体制等、個人データの取扱いに関する経営層の理解等、個人データの取扱いに関する不安工程等、個人データの取扱いに関する外部有識者との連携予定等
アンケート回収件数	1,392件（回収率13.9%）

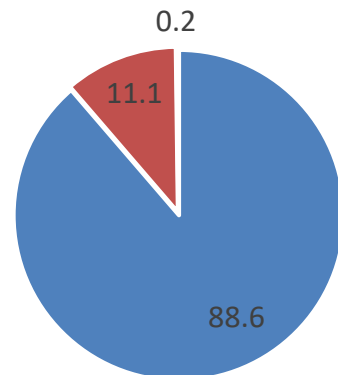
【中小企業対象調査】中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査

調査実施期間	令和3年2月1日～3月15日
調査方法	郵送アンケート調査
調査対象企業	国内に本社を置く民間の中小規模事業者から無作為に抽出した25,000事業者
調査事項	企業概要、個人情報保有・利用実態、個人情報の安全管理に関する取組、個人情報の漏えい等、個人情報の取扱いに関する委託等、個人情報を取り巻く課題・要望・変化の状況
アンケート回収件数	3,771件（回収率15.1%）

大企業対象調査の結果概要

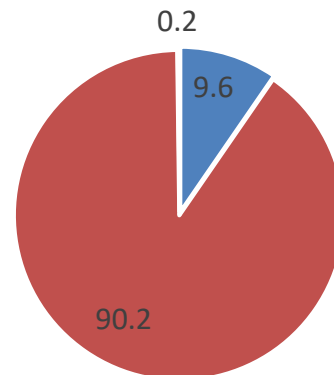
- 88.6%の事業者において、個人データの取扱いに関する責任者を設置。うち、90.2%が兼任。
- 責任者の92.2%が、個人データの取扱いに関する事案について、経営層に直接、意見（報告、連絡、相談等）ができている。
- 85.7%の事業者において、経営層の個人データの取扱いに関する意識は十分であると認識。
- 個人データの取扱いに関する責任部署の設置については、69.7%にとどまる。
- 個人情報の取扱いに関して外部の相談先を有している事業者は、81%。

責任者の設置状況



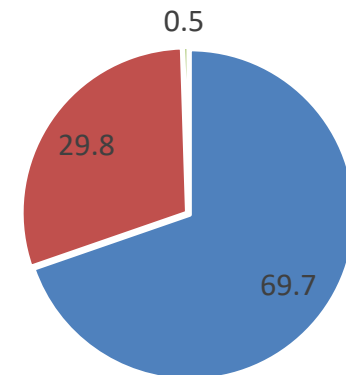
■ 有り ■ なし ■ 無回答

責任者の専任・兼任状況



■ 専任 ■ 兼任 ■ 無回答

責任部署の設置状況



■ 有り ■ なし ■ 無回答

大企業対象調査の結果について（抜粋）①

調査項目	調査結果
保有する個人情報の内容 （複数回答可）	①氏名（99.4%） ②電話番号（98.0%） ③住所（97.5%） ④生年月日（92.5%） ⑤性別（92.4%） ⑥メールアドレス（70.0%） ⑦職種・肩書（59.9%） ⑧顔画像（37.9%） ⑨販売履歴（26.8%） ⑩パスワード（19.5%） ⑪趣味・嗜好（13.1%） ⑫クレジットカード情報（12.1%） ⑬HP等閲覧履歴（11.1%）
個人情報責任者の設置	①有り（88.6%） ②なし（11.1%）
責任者の兼任状況	①兼任（90.2%） ②専任（9.6%）
責任者の平時の役割 （複数回答可）	①個人データの保護利用に関する統括・管理（91.6%） ②個人データの取扱いに関する規律の整備（71.4%） ③安全管理に関する教育・研修の企画（54.9%） ④事業部門（の管理者）からの報告聴取と助言・指導（48.3%）
責任者を設置していない場合、その理由	①個人情報の取扱いにおいて問題がない（51.6%） ②人材が不足している（25.2%） ③その他（特に意識していなかった、等）（14.2%） ④あまり個人情報を扱っていない（7.1%）

※少数回答、無回答については記載を省略。

大企業対象調査の結果について（抜粋）②

調査項目	調査結果
個人データの取扱いに関する事案についての経営層へ直接意見（報告、連絡、相談等）ができているか	①できている（92.2%） ②できていない（7.3%）
経営層の個人データの取扱いに関する意識は十分であるか	①十分（85.7%） ②不十分（13.7%）
個人データの取扱いにおいて、どの段階において注意を払ったり不安を感じているか（複数回答可）	①取得（67.8%） ②安全管理（65.7%） ③廃棄（62.0%） ④加工・更新（38.4%） ⑤移送（38.3%） ⑥開示請求（38.1%） ⑦その他（外部委託など）（2.1%）

※少数回答、無回答については記載を省略。

大企業対象調査の結果について（抜粋）③

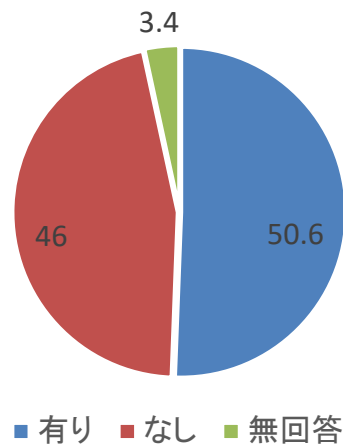
調査項目	調査結果
個人データの取扱いに関する責任部署の設置状況	①有り（69.7%） ②なし（29.8%）
担当する責任部署	①その他（管理部門、品質管理担当部署、リスク管理担当部署）（29.7%） ②コンプライアンス担当（26.0%） ③情報セキュリティ担当（22.7%） ④法務担当（12.3%） ⑤個人情報取扱いに関する専門部署（9.1%）
個人情報の取扱いに関する相談先	①有り（81.0%） ②なし（18.7%）
相談先がある場合、その具体的な相談先（複数回答可）	①弁護士（77.4%） ②社会保険労務士（29.2%） ③その他（JIPDEC・親会社など）（23.2%） ④税理士（11.8%） ⑤コンサルティング業者（11.7%）

※少数回答、無回答については記載を省略。

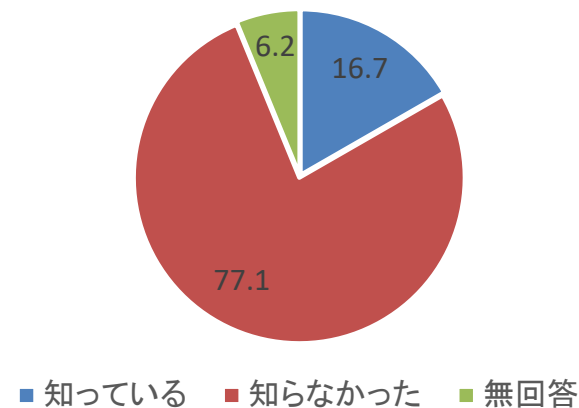
中小企業対象調査の結果概要

- 個人情報保護に関する担当者を設置している事業者は、50.6%。
- 今後施行される令和2年改正個人情報保護法について認識している事業者は、16.7%。
- 事業者において認識している個人情報の取扱いに関する課題としては、「個人情報保護法等（ガイドラインを含む）の理解不足」（45.6%）が最も多く、「何をしてよいかわからない」（32.7%）、「従業員の教育」（30.6%）と続く。
- 外部相談先を確保している事業者は18.6%。具体的な相談先については、税理士（53.2%）、社会保険労務士（49.6%）が多い。

担当者の設置状況



改正個人情報保護法に対する認識状況



中小企業対象調査の結果について（抜粋）①

調査項目	調査結果
保有する個人情報の内容 （複数回答可）	①氏名（95.6%） ②電話番号（91.5%） ③住所（89.7%） ④性別（74.0%） ⑤生年月日（68.5%） ⑥メールアドレス（42.1%） ⑦職種・肩書（39.1%） ⑧販売履歴（16.1%） ⑨顔画像（14.2%） ⑩その他（マイナンバーなど）（4.6%） ⑪クレジットカード情報（3.3%）
個人情報保護担当 者の設置	①有り（50.6%） ②なし（46.0%）
今後施行される改正 個人情報保護法に 対する認識	①知らなかった（77.1%） ①知っている（16.7%）
漏えい対応に関する 規定・マニュアルの整 備状況	①今はないが、将来的に作成する予定（38.2%） ②今もなく、これから作成する予定もない（29.9%） ③規定・マニュアル等を作成している（18.3%） ④今はないが、1年以内に作成する予定（9.3%）

※少数回答、無回答については記載を省略。

中小企業対象調査の結果について（抜粋）②

調査項目	調査結果
個人情報の安全管理のために参考にしているもの （複数回答可）	①法律・ガイドライン（39.0%） ②個人情報保護に関する書籍等（21.4%） ③弁護士・コンサルティング業者への相談（18.6%） ④業界団体（認定団体含む）をはじめとした民間事業者が主催する説明会に参加（9.7%） ⑤その他（インターネットや親会社からの情報など）（9.2%）
上記③を選択した場合、その具体的な相談先 （複数回答可）	①税理士（53.2%） ②社会保険労務士（49.6%） ③弁護士（31.4%） ④コンサルティング業者（11.0%） ⑤行政書士（7.4%）
個人情報の取扱いに関する課題 （複数回答可）	①個人情報保護法等（ガイドラインを含む）の理解不足（45.6%） ②何をしてもいかわからない（32.7%） ③従業員の教育（30.6%） ④電子化による管理の難易度上昇（23.5%） ⑤人材不足（18.9%） ⑥対策費用のリソース不足（人材、資金不足）（18.6%） ⑦規定等が煩雑で運用しづらい（16.8%） ⑧技術的安全管理措置（15.9%）

※少数回答、無回答については記載を省略。

(参考)改正個人情報保護法について

令和 2 年改正法

令和2年改正個人情報保護法の概要

1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

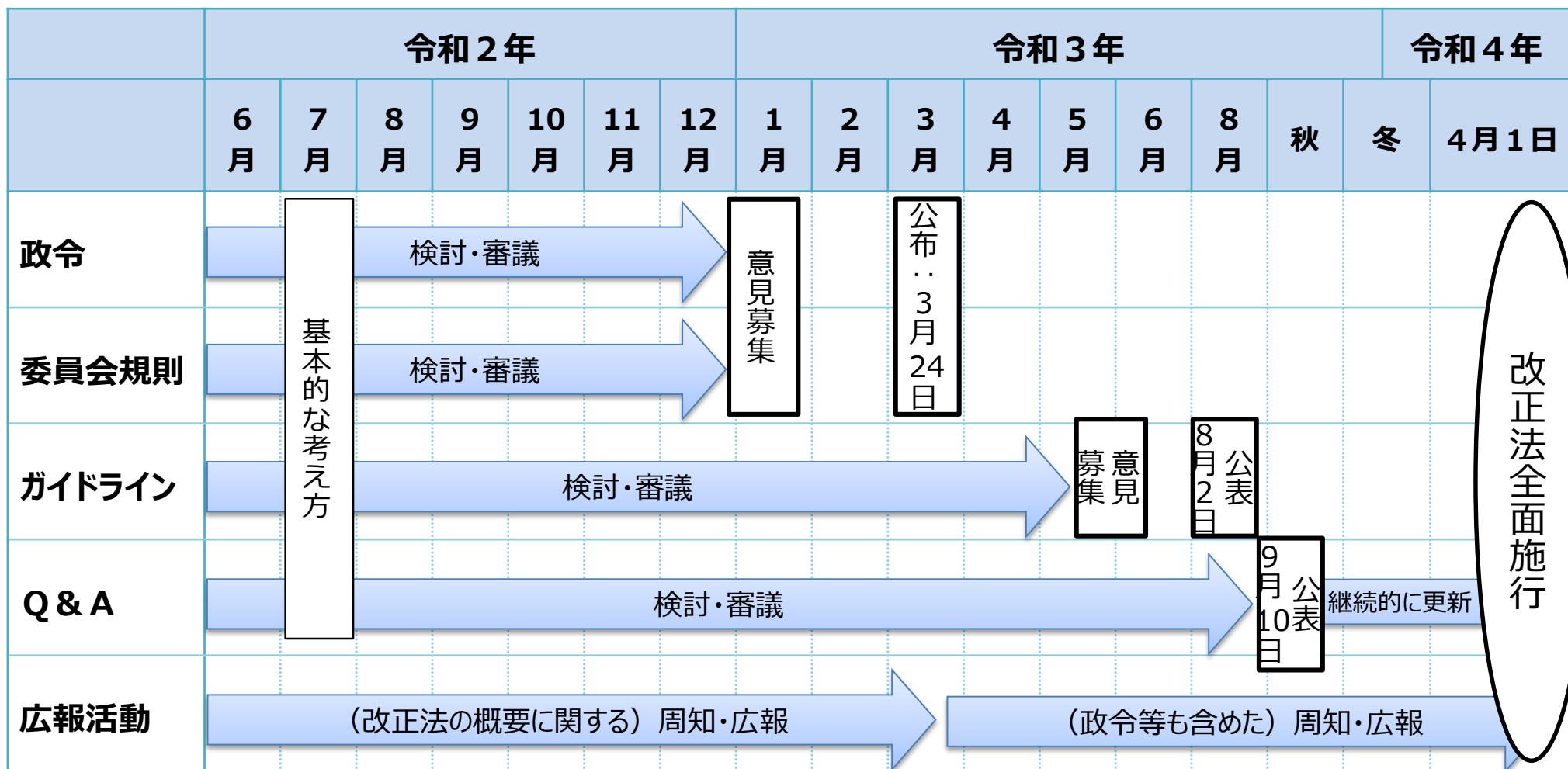
5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

今後の想定スケジュール



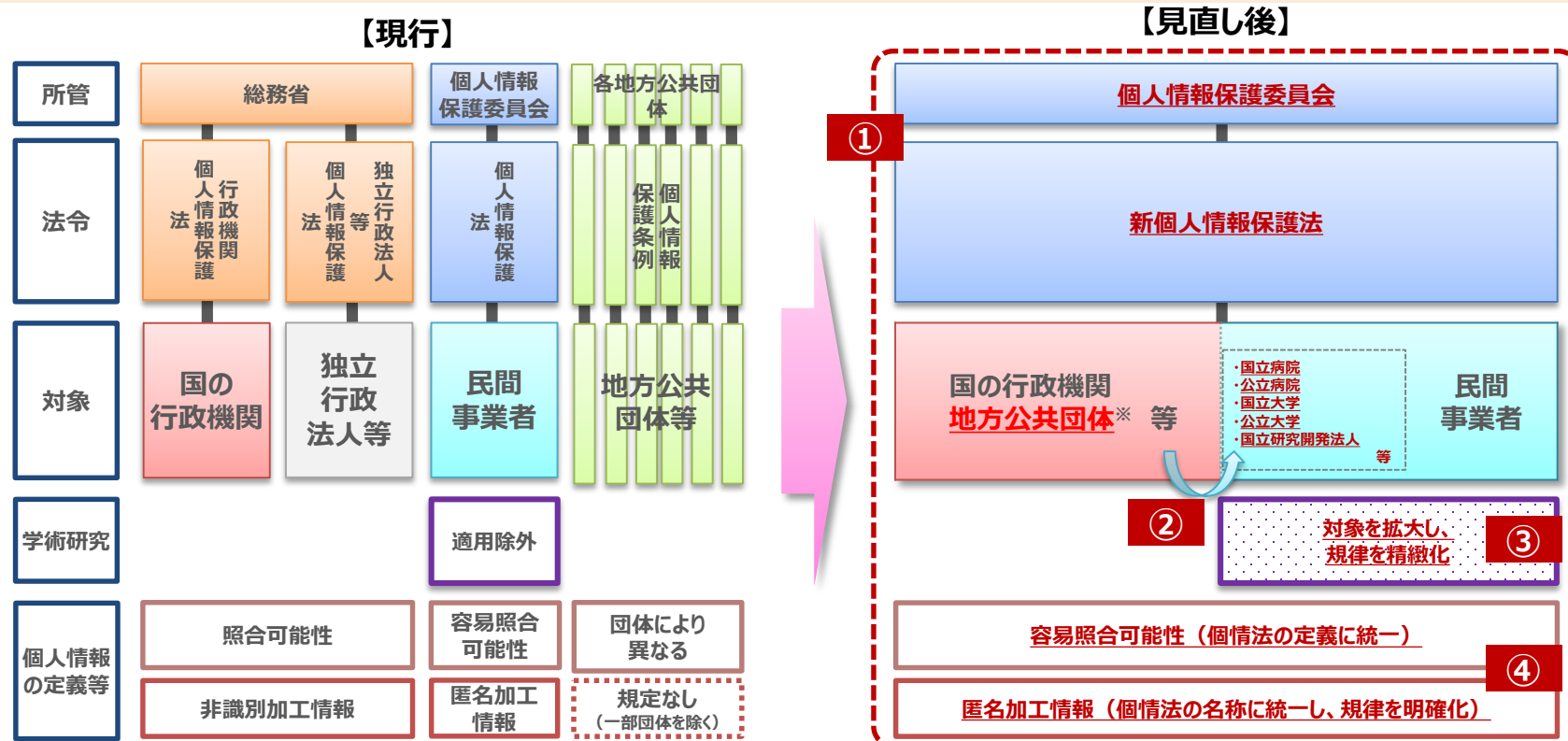
※このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。

令和 3 年改正法

令和3年改正個人情報保護制度見直しの全体像

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日公布）

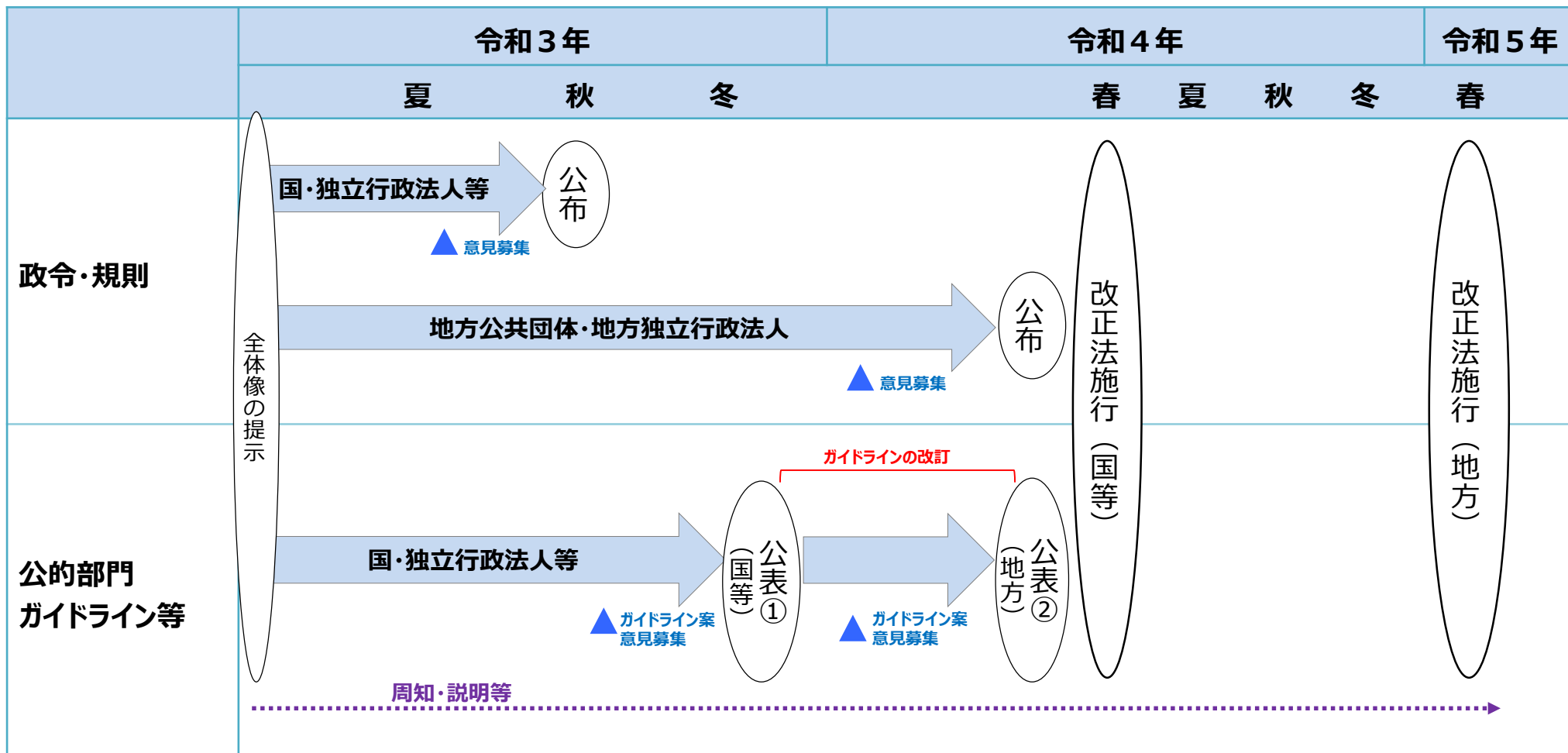
- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用**。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

今後の想定スケジュール

- 委員会においてガイドライン等の策定作業を今後進めていくことと併せ、各規律に関する考え方を示す等、改正法の施行に向けた各地方公共団体等における着実な対応に必要な情報提供を行っていくとともに、関係者との対話を通じて、委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かしていく。



※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。